

(改正後全文)

老発 0 4 1 5 第 6 号
平成 27 年 4 月 15 日
老発 0 3 3 1 第 7 号
平成 28 年 3 月 31 日
一部改正 老発 0 3 2 9 第 6 号
平成 30 年 3 月 29 日
一部改正 老発 0 4 0 6 第 4 号
令和 3 年 4 月 6 日
一部改正 老発 0418 第 10 号
令和 4 年 4 月 18 日
一部改正 老発 0 3 3 0 第 1 6 号
令和 5 年 3 月 3 0 日
一部改正 老発 0328 第 8 号
令和 6 年 3 月 28 日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

認知症地域医療支援事業の実施について

今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。

(別添)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1 認知症サポート医養成研修事業

1 認知症サポート医養成研修

(1) 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 認知症サポート医の役割

認知症サポート医は、次の役割を担う。

ア かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築

イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力

ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

(3) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託して実施するものとする。

(4) 研修対象者

実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師

イ 「(2) 認知症サポート医の役割」を適切に担える医師

なお、本研修修了後には(2)の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

(5) 研修内容

認知症サポート医として必要な、

ア かかりつけ医等に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育技術

イ 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

などの修得に資する内容とする。

(6) 受講の手続き等

受講の手続き等については、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの研修要綱で定める。

第2 かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

(1) 目的

高齢者が日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(3) 研修対象者

診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記1)に基づき、かかりつけ医として必要で適切な認知症診療の知識・技術などの修得に資する内容とする。

(5) 受講の手続き等

実施主体又は研修実施受託団体の募集要綱に基づくものとする。

(6) 修了証書等の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式2により修了証書を交付する。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

ウ 実施主体の長は、研修修了者の情報について、各都道府県等の医師会及と連携し、本事業実施要綱第8「普及啓発推進事業」等を活用し、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成・更新し、各市町村や各市町村が設置する地域包括支援センターに配布するなど、地域の認知症医療体制の推進及び管内の認知症の人及びその家族等の受診の利便性に資するものとする。

(7) その他

ア 実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、認知症サポート医の協力の下に行うものとし、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

イ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たっては、各都道府県等の医師会の協力を得て行うものとする。

(別記1) 標準的なカリキュラム

研 修 内 容		
I かかりつけ医 の役割 (30 分)	ねらい	認知症の人や家族を支えるためにかかりつけ医ができることを理解する
	到達目標	1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法を理解し、認知症施策の目的を踏まえ、かかりつけ医の役割を理解する 2 認知症の人の本人視点を重視したアプローチの重要性を理解する 3 早期診断・早期対応の意義・重要性を理解する
	主な内容	・共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ・認知症施策 ・かかりつけ医に期待される役割 ・早期発見・早期対応の意義 ・本人の視点を重視したアプローチ ・診断後の支援
II 基本知識 (60 分)	ねらい	認知症に関する基本的な知識・診断の原則を理解する
	到達目標	1 認知症の主な原因疾患及びその症状や経過等を理解する 2 認知症の診断基準及び診断のポイントを理解する 3 認知症の診断の手順及び鑑別すべき疾患について理解する
	主な内容	・認知症の原因疾患 ・認知症の診断のポイント（診断基準・画像診断・鑑別診断のポイント等） ・認知症と鑑別すべき他の疾患
III 診療における 実践 (60 分)	ねらい	認知症のアセスメント及び具体的な対応の原則を踏まえた、診療におけるマネジメントを理解する
	到達目標	1 認知症の問診・アセスメントのポイントを理解する 2 認知症の治療についての原則・具体的な方法について理解する 3 認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）への対応の原則を理解する 4 治療期の本人・家族への対応及び実践上のポイントを理解する
	主な内容	・認知症初期の対応のポイント ・認知症の問診・アセスメント ・認知症の治療（薬物・非薬物療法等） ・認知症治療における留意点・認知症に伴う行動・心理症状（B P S D）への対応 ・本人・家族・介護者への対応
IV 地域・生	ねらい	認知症の人の地域における生活を支えるために必要な支援の基本、活用できる医療・介護等の施策、多職種連携の重要性を理解する
	到達	1 かかりつけ医による認知症ケアのポイントを理解する

活における実践 (60分)	目標	2 認知症の人が医療・介護等の施策や制度を活用するために必要なかかりつけ医の役割を理解する 3 多職種連携による支援体制構築におけるかかりつけ医の役割を理解する
	主な内容	・認知症ケア・支援の基本 ・認知症の人の意思決定支援について ・認知症の医療・介護に関する施策・制度等 ・多職種連携

(様式2)

	第 号
修 了 証 書	
氏 名	
生年月日 年 月 日	
あなたは厚生労働省の定めるかかりつけ医認知症対応力向上研修を 修了したことを証します	
令和 年 月 日	実施主体の長 ○ ○ ○ ○